

かしまだ包括 虹便り 第67号

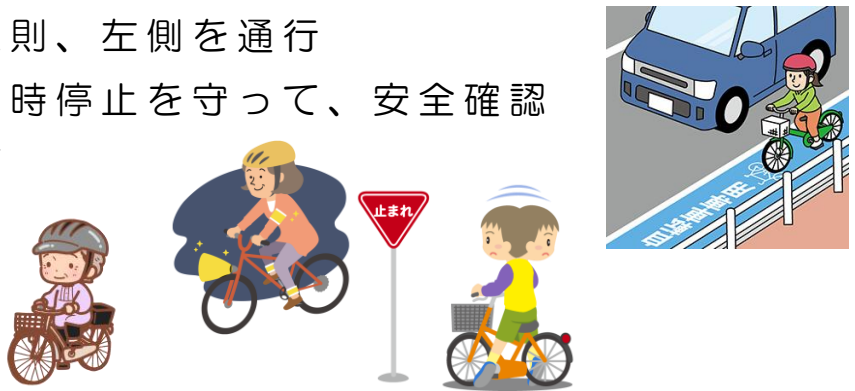
1面：「自転車も のれば車の なかまいり」
 ～ 改正道路交通法が施行されます ～
 2面：認知症をよく理解するための法則のご紹介

引用：自転車の安全利用スマートガイド

「自転車も のれば車の なかまいり」 ～改正道路交通法が施行されます～

長年親しんできた自転車ですが、4月から自転車にも交通反則通告制度（青切符）が適用されることになりました。「知らなかった」では済まされない大切な変更点を確認して、これからも自分と周囲の安全を守りましょう。

- ① 自転車は、車道が原則、左側を通行
- ② 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- ③ 夜間はライトを点灯
- ④ 飲酒運転は禁止
- ⑤ ヘルメットを着用



対象となる違反行為の例

- ★重大な事故につながるおそれが高い違反
- ★交通への危険を生じさせたり、事故の危険が高まっているとき
- ★違反になることについて指導警告されているにもかかわらず、あえて違反を行ったとき 等が青切符の対象となります。



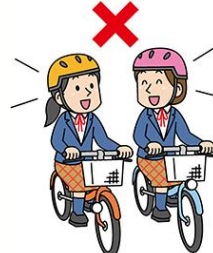
一時不停止



傘さし運転
禁止



歩行者を
避けるために
ベルを鳴らさない



並走禁止



飲酒運転は
禁止

新たに自転車にも交通反則通告制度が加わりましたが、大切なのは「歩行者に優しく、自分も事故に遭わない」という心掛けです。慣れ親しんだ道でも、今一度ルールを確認して、これからも安全で楽しい外出を続けていきましょう。

認知症をよく理解するための法則のご紹介

川崎幸クリニック 杉山院長に当センターで開催した「ハイジカフェ」へ参加していただき、認知症のミニ講座が行われました。

その中から認知症をよく理解するためのポイントの一部をご紹介します。



認知症とは「記憶力・認識力・判断力・推理力などの知的機能が低下して社会生活や日常生活になんらかの支障をきたす状態」とされています。

第1法則 記憶障害に関する法則

【記憶力低下の特徴】話したことも見たことも行ったことも直後には忘れてしまうほどの物忘れ。同じことを繰り返すのは毎回忘れてしまうため。

【全体記憶の障害】食べたことなど体験したこと全体を忘れてしまう

【記憶の逆行性喪失の特徴】現在から過去にさかのぼって忘れていくのが特徴。昔の世界に戻っている。

第2法則 症状の出現強度に関する法則

より身近な人に対して認知症の症状がより強く出る。

今回は杉山院長より認知症を理解するための法則や原則の講義を行っていただきました。この他にも法則はありますが時間の都合で今回は2つの法則の講義となりました。

認知症は早期に発見し、適切な診断・治療へつなげることにより、その人らしい生活を続けることが可能になります。

どこに相談すればいいのでしょうか？

まずはかかりつけ医に相談してみましょう。

認知症コールセンター（044-932-0341）や地域包括支援センターなど認知症の相談窓口もあります。



かしまだ地域包括支援センターのご案内

* 高齢者とそのご家族の総合相談窓口（無料）です。

* 来所、電話、訪問による相談をお受け致します。

（職員が不在なこともあり、来所の際には事前にご一報いただければ幸いです）

* 秘密は厳守します。お気軽にご相談ください。

相談時間 月曜日～土曜日 9:00～17:00まで

〒212-0027 川崎市幸区新塚越201ルリエ新川崎6階

TEL: 044-540-3222

（鹿島田駅前のマルエツが入っているビルの6階です）

担当地域
北加瀬・矢上
鹿島田・下平間
古川町・新塚越